

匝瑳市就学援助制度のお知らせ

匝瑳市教育委員会学校教育課

匝瑳市では、お子様が小・中学校に就学するうえで経済的に困りの保護者の方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度があります。

【援助が受けられる方】

匝瑳市に住民票登録があり、お子様が入学後も引き続き匝瑳市に住民票登録があること。そのほか下記の項目に該当する方です。匝瑳市外の方は住民票登録のある市町教育委員会へお問い合わせください。

1. 生活保護が停止又は廃止になった。
2. 市町村民税が非課税又は減免されている。
3. 固定資産税又は国民健康保険税が減免されている。
4. 国民年金保険料の減免を受けている。
5. 児童扶養手当(ひとり親の手当)を受給している。
6. 社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けている。
7. 日雇労働者又は職業が不安定である。
8. 保護者又は生計同一家族の医療費負担により学校就学費用の支出が困難である。
9. 1～8の理由に当てはまらないが、学校就学費用の支払いが困難である。

この場合は、下記の収入上限額を参考にしてください。また、申請される際は、事前に市教育委員会へ御相談ください。

家族構成 (例)	2人 母36歳,子8歳	3人 母36歳,子14歳,8歳	3人 父40歳,母36歳,子8歳	4人 父40歳,母36歳,子14歳,8歳
収入上限額	220万円	310万円	240万円	320万円

※収入上限額は、生活を共にする方全員の前年の給料・農業等の所得、年金や児童手当等の総収入から社会保険料等を控除した額です。その人数や年齢によって上限額は変わります。

【就学援助費の内容】

*下記の金額は年額です。認定時期により支給対象外となる費目や月割支給となることもあります。

	小学校	中学校
学用品費(全学年)	11,420円	22,320円
通学用品費(小中新1年生を除く)	2,230円	2,230円
※新入学用品費(小中新1年生)	40,600円	47,400円
修学旅行費(小6年,中3年)	全額(学校集金分)	全額(学校集金分)
校外活動費(泊無) 交通費・体験料	上限1,570円	上限2,270円
校外活動費(泊有) 交通費・体験料	上限3,620円	上限6,100円
クラブ活動費(新中学1年生)		(運動部)10,000円 (文化部)5,000円
生徒会費	上限4,570円	上限5,450円
医療費	学校保健安全法で定められた疾病(虫歯、中耳炎、結膜炎など)について、学校から治療指示があった場合、治療費(保険診療の自己負担分)が援助されます。	
学校給食費	学校給食費全額	

※新入学用品費は4月小・中学校入学予定者の入学準備時期又は入学後4月認定者に支給します。

- ・日本スポーツ振興センター災害共済の掛金、交通災害保険料の援助もあります。(4月認定者に限る)
- ・生活保護世帯の方で教育扶助を受けている方は修学旅行費の援助が受けられます。

【申請方法】

学校又は教育委員会学校教育課にある申請書に必要事項を記入し、下記のとおり必要となる書類を添付のうえ通学している学校へ提出してください。

*申請書類は返却できません。*申請する場合は、世帯の税情報を教育委員会が調査することに同意していただきます。

申請理由 該当する右欄の必要書類を持参してください。	必要書類
<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している。 <input type="checkbox"/> 生活保護が停止又は廃止になった。 <input type="checkbox"/> 市町村民税が非課税又は減免されている。 <input type="checkbox"/> 固定資産税又は国民健康保険税が減免されている。	・なし（不要） ※ただし世帯の税情報等を市教育委員会が調査することに同意いただきます。確定申告等をされておらず収入を確認できない場合は、後日収入のわかるものの提出をお願いすることがあります。
<input type="checkbox"/> 国民年金保険料の減免を受けている。	・日本年金機構から本人に届くねんきん定期便（はがき）のコピー（保険料免除がわかるもの）
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当（ひとり親の手当）を受給している。 <u>※児童手当ではありません。</u> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当申請中 （申請日：平成 年 月 日）	・児童扶養手当証書のコピー ・なし（不要）
<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けている。	・生活福祉資金貸付決定通知書のコピー
<input type="checkbox"/> 日雇労働者である。	・雇用保険被保険者手帳のコピー
<input type="checkbox"/> 保護者又は生計同一家族の医療費の負担により生活が困難である。	・医療費の領収書のコピー
次の場合は匝瑳市で確認ができないため右欄の必要書類を持参してください。	必要書類
<input type="checkbox"/> 生計同一家族のうち <u>匝瑳市民ではない方がいる場合</u>	・住んでいる市区町村でその世帯全員が記載されている住民票
<input type="checkbox"/> 本年1月1日の時点で保護者又は生計同一家族が <u>匝瑳市民ではなかった場合</u>	・匝瑳市民ではなかった方全員の収入がわかるもの 現年度課税・非課税証明書など。 ※ただし児童扶養手当の証書を提出する場合は不要です。

【申請時期】

申請受け付けは、随時行いますが、認定時期により支給対象外となる費目や月割支給となることもあります。

【認定期間】

認定期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までです。

年度途中で認定を受けた場合は、その月から年度末日（3月末日）までとなります。

また、毎年申請が必要となります。

問い合わせ先：匝瑳市教育委員会学校教育課学務班 電話0479(73)0094